



【地区館情報】

飯山

◆ゲートボール大会

日時 2月27日(日)午前8時30分から
場所 飯山市屋内運動場
参加資格 飯山地区内にお住まいの方

ゲートボールの講習会を開催し、試合をします。初心者の方・親子・子どもでの参加大歓迎です。(字町公民館で回覧をして募集をしています)

2月21日(月)までに飯山公民館までお申し込みください。

◆冬期老燃教室(飯山地区老人クラブ共催)

日時 3月16日(水)午後2時から
場所 飯山市公民館 2階講堂

冬の運動不足解消にスポレクを行います。室内において、軽スポーツをして、汗を流しましょう。1時間程度行い、終了後お茶会をします。

秋津

◆第13回秋津ゆきだるままつり

2月12日(土)、13日(日) 五位野交差点ポケットパークにて、恒例「秋津ゆきだるままつり」



スタート!!

木島

◆第27回木島少年クロスカントリースキー大会

1月30日(日)木島工場団地北側特設コースにて開催されました。

当日は天候に恵まれませんでした。エントリーした117名が元気一杯コースを駆け抜けました。今回は特に、レース後のとん汁がおいしかったことでしょうか。大会関係者のご協力に感謝いたします。



やったよ!~皆さんの疲れ様でした~

◆木島地区男女共同参画学習会

2月24日(木)午後6時30分から、木島公民館にて、漫画家の段映子さんを講師に「みんなの力で元気な村づくり〜マンガから学ぶ〜」と題しての学習会を開催します。

ご近所お誘いあわせ、お気軽に参加ください。

瑞穂

◆第60回集い集い

恒例の「楽しい集い」を3月13日(日)に開催する予定です。

種目はビンポン(一般の部、子どもの部、いずれも団体戦)、囲碁、将棋、オセロ、麻雀(いずれも個人戦)です。参加申込は、各区公民館を通じて行います。詳しくは、瑞穂公民館までお問い合わせください。

柳原

◆第26回バーベキューオリエンテーリング

3月6日(日)、バーベキューの食材を求めて柳原地区内を回る「バーベキューオリエンテーリング」を開催します。

オリエンテーリング終了後、子ども会育成会共催で大ビンゴゲームも開催します。

外様

◆ご来光ツアー

鷹落山展望台から初日の出を拝もう。1月1日午前5時に顔戸を出発し、約1時間かけて雪上車で鷹落山展望台(黒岩山の隣)へ向かいました。

積雪70cm、天候曇り。元旦の午前6時の飯山の夜景を眺め、初日の出を待ちます。あいにく日の出時刻には雲がかかってしまいましたが、その後、飯山盆

常盤

◆第3回男の料理教室「つまぐて簡単なマツを煮る&肴料理」

日時 2月27日(日)午後4時から
講師 峰村栄喜(戸狩)
三ツ野幸美(大倉崎)
会費 1,000円
持ち物 エプロン、三角巾

申込〆切 2月21日(月)
当然、出来上がった料理を肴に参加者全員で懇親会をしちやいます。

◆筆遊び教室

日時 3月4日(金)午後7時から
講師 林 映寿
会費 大人2,000円、
大学生以下500円
申込〆切 2月25日(金)

書道ではなく、字を書く楽しさ、遊び心たっぷりの書を自分流に書いてみませんか?



思い出に残る「初日の出」

岡山

◆常設展示場ができました



岡山活性化センターの一階フロアに区民の皆さんの作品を常時展示するコーナーができました。

絵画・書・写真などは、パネル展示で、パッチワーク・工芸品等の小物はショーケースに展示ができ、「見て」「出して」約1ヶ月単位で『個展風』に気軽に利用できます。

展示希望者は、どしどし活性化センターへお申し込み下さい。

◆新春書初め大会

1月4日、子ども会育成協議会と岡山公民館共催で子ども8名、大人6名が参加して書初め大会を行いました。

子どもは宿題の書初めと課題作品、大人はそれぞれの思いを



力作揃いの作品をご覧ください

人権学習シリーズ

「人権」を考える

飯山人権擁護委員協議会 事務局長

関 保典

人権の固有性・人権は人として生まれたことにより誰でも持っている権利。人権の不可侵性・人権は不当に侵されたり、制限されたりするものではない権利。人権の普遍性・人権は人間であるということにより誰でも平等に与えられる権利。

人権を守るために必要なもの

憲法第12条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定しています。国民一人ひとりが人権の大切さを自覚して常にそれを守っていかねばならないということでもあります。また、「国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」と規定されています。自分の人権と同じ人権が他人にもあって、権利の濫用は認められないということでもあります。

平成22年度の人権啓発活動の強調事項

「21世紀は人権の世紀」と言われております。法務省の人権擁護機関において、人権尊重思想の普及高揚のために具体的人権擁護活動に15項目あげられています。今は5項目だけ記しておきます。1 女性の人権を守る 2 子供の人権を守る 3 高齢者の人権を守る 4 障がい者の人権を守る 5 部落差別をなくそう、であります。

飯山人権擁護委員の相談日と場所の案内

飯山人権擁護委員は、皆様方の人権にかかわる悩み事の相談を承っております。日時は、毎週月曜日9:00~12:00まで、毎週水曜日9:00~12:00まで、場所は、長野地方法務局飯山支局です。どなたでもお気軽に相談に来てください。

はじめに

「人権とはどういうことか」と突然、質問されると返答にこまるのではないのでしょうか。しかし、日本でも、戦後60年余、「人権」ということが叫ばれてまいりました。「全ての人が生まれながらにして持っている権利、そして、侵されることもない、侵すこともできない人間としての基本的な権利」とでもまとめておきましょうか。

人権思想の確立と自由権の獲得

現代の私たちは自由に生きておりますが、その「自由」獲得には人類が長年にわたり勝ち取ってきた歴史があります。16~18世紀にヨーロッパ諸国で行われていた絶対王政の時代に、人々は「権利と自由」の獲得のために戦い、「自由」を獲得していった歴史があります。その思想的基盤として、啓蒙思想家としての、イギリスのロック、フランスのルソー、モンテスキューが有名であります。ロックは、人間は、本来自由であり、自分の生命を他人からみだりに危険にさらされたり、自由や財産を支配されることはけってありえない。それは、人間が、生まれながらに持っている当然の権利(自然権)であると主張しました。ルソーは、人間の自由・平等と人民主義を主張しました。またモンテスキューは政治思想家として、三権分立を主張しました。

基本的人権の尊重

日本国憲法は、帝国議会の審議を経て、大日本国憲法を改正する形で制定されました。その特色は、「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」の3つの原則によって成り立っています。その「基本的人権」とはどのようなものなのでしょうか。日本国憲法第11条、97条等から基本的人権の3つの重要な要素を指摘できると思います。



「筆、筆真剣に」